

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年十二月十五日

## 目次

### 告示

家畜伝染病の発生  
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定  
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(畜産課) (同)

## 告示

岐阜県告示第六百二十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 家畜伝染病の種類  
豚コレラ
- 二 家畜の種類  
豚
- 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数  
患畜一頭
- 四 発生場所  
可児市
- 五 発生年月日  
平成三十年十二月十五日

岐阜県告示第六百二十六号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定家畜の種類  
豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

多治見市姫町七丁目並びに可児市愛岐ケ丘二丁目、愛岐ケ丘三丁目、愛岐ケ丘四丁目、愛岐ケ丘五丁目、今渡、大森台二丁目、大森台三丁目、帷子新町一丁目、帷子新町二丁目、帷子新町三丁目、光陽台一丁目、坂戸、塩、清水ケ丘二丁目、清水ケ丘三丁目、清水ケ丘四丁目、清水ケ丘五丁目、清水ケ丘六丁目、下恵土、下切、下切谷迫間入会、塩河、禅台寺一丁目、禅台寺二丁目、禅台寺三丁目、禅台寺四丁目、禅台寺五丁目、禅台寺六丁目、徳野南一丁目、徳野南二丁目、長坂一丁目、長坂二丁目、虹ケ丘二丁目、虹ケ丘三丁目、虹ケ丘四丁目、虹ケ丘五丁目、虹ケ丘六丁目、虹ケ丘七丁目、虹ケ丘八丁目、虹ケ丘九丁目、虹ケ丘十丁目、虹ケ丘十一丁目、虹ケ丘十二丁目、虹ケ丘十三丁目、虹ケ丘十四丁目、虹ケ丘十五丁目、虹ケ丘十六丁目、虹ケ丘十七丁目、虹ケ丘十八丁目、虹ケ丘十九丁目、虹ケ丘二十丁目、虹ケ丘二十一丁目、虹ケ丘二十二丁目、虹ケ丘二十三丁目、虹ケ丘二十四丁目、虹ケ丘二十五丁目、虹ケ丘二十六丁目、虹ケ丘二十七丁目、虹ケ丘二十八丁目、虹ケ丘二十九丁目、虹ケ丘三十丁目、虹ケ丘三十一丁目、虹ケ丘三十二丁目、虹ケ丘三十三丁目、虹ケ丘三十四丁目、虹ケ丘三十五丁目、虹ケ丘三十六丁目、虹ケ丘三十七丁目、虹ケ丘三十八丁目、虹ケ丘三十九丁目、虹ケ丘四十丁目、虹ケ丘四十一丁目、虹ケ丘四十二丁目、虹ケ丘四十三丁目、虹ケ丘四十四丁目、虹ケ丘四十五丁目、虹ケ丘四十六丁目、虹ケ丘四十七丁目、虹ケ丘四十八丁目、虹ケ丘四十九丁目、虹ケ丘五十丁目、虹ケ丘五十一丁目、虹ケ丘五十二丁目、虹ケ丘五十三丁目、虹ケ丘五十四丁目、虹ケ丘五十五丁目、虹ケ丘五十六丁目、虹ケ丘五十七丁目、虹ケ丘五十八丁目、虹ケ丘五十九丁目、虹ケ丘六十丁目、虹ケ丘六十一丁目、虹ケ丘六十二丁目、虹ケ丘六十三丁目、虹ケ丘六十四丁目、虹ケ丘六十五丁目、虹ケ丘六十六丁目、虹ケ丘六十七丁目、虹ケ丘六十八丁目、虹ケ丘六十九丁目、虹ケ丘七十丁目、虹ケ丘七十一丁目、虹ケ丘七十二丁目、虹ケ丘七十三丁目、虹ケ丘七十四丁目、虹ケ丘七十五丁目、虹ケ丘七十六丁目、虹ケ丘七十七丁目、虹ケ丘七十八丁目、虹ケ丘七十九丁目、虹ケ丘八十丁目、虹ケ丘八十一丁目、虹ケ丘八十二丁目、虹ケ丘八十三丁目、虹ケ丘八十四丁目、虹ケ丘八十五丁目、虹ケ丘八十六丁目、虹ケ丘八十七丁目、虹ケ丘八十八丁目、虹ケ丘八十九丁目、虹ケ丘九十丁目、虹ケ丘九十一丁目、虹ケ丘九十二丁目、虹ケ丘九十三丁目、虹ケ丘九十四丁目、虹ケ丘九十五丁目、虹ケ丘九十六丁目、虹ケ丘九十七丁目、虹ケ丘九十八丁目、虹ケ丘九十九丁目、虹ケ丘百丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、若葉台八丁目及び若葉台九丁目

2 移出を禁止する区域

多治見市赤坂町一丁目、赤坂町二丁目、赤坂町三丁目、赤坂町四丁目、赤坂町五丁目、赤坂町六丁目、赤坂町七丁目、赤坂町八丁目、赤坂町九丁目、旭ケ丘一丁目、旭ケ丘二丁目、旭ケ丘三丁目、旭ケ丘四丁目、旭ケ丘五丁目、旭ケ丘六丁目、旭ケ丘七丁目、旭ケ丘八丁目、旭ケ丘九丁目、旭ケ丘十丁目、大原町一丁目、大原町二丁目、大原町三丁目、大原町四丁目、大原町五丁目、大原町六丁目、大原町七丁目、大原町八丁目、大原町九丁目、大原町十丁目、大原町十一丁目、大原町十二丁目、大針町、大藪町、小名田町大石原、小名田町草ノ頭、小名田町小滝、小名田町西ヶ洞、小名田町西山

小名田町野内、小名田町一丁目、北丘町一丁目、北丘町二丁目、北丘町三丁目、北丘町四丁目、北丘町五丁目、北丘町六丁目、北丘町七丁目、北丘町八丁目、北小町、喜多町七丁目、喜多町八丁目、希望ケ丘一丁目、希望ケ丘二丁目、希望ケ丘三丁目、希望ケ丘四丁目、小泉町一丁目、小泉町二丁目、小泉町三丁目、小泉町四丁目、小泉町五丁目、小泉町六丁目、小泉町七丁目、小泉町八丁目、宝町九丁目、宝町十丁目、宝町十一丁目、宝町十二丁目、長瀬町、西坂町一丁目、西坂町二丁目、西坂町三丁目、西坂町四丁目、西坂町五丁目、根本町一丁目、根本町二丁目、根本町三丁目、根本町四丁目、根本町五丁目、根本町六丁目、根本町七丁目、根本町八丁目、根本町九丁目、根本町十丁目、根本町十一丁目、根本町十二丁目、光ケ丘一丁目、光ケ丘二丁目、光ケ丘三丁目、光ケ丘四丁目、光ケ丘五丁目、姫町一丁目、姫町二丁目、姫町三丁目、姫町四丁目、姫町五丁目、姫町六丁目、平井町一丁目、平井町二丁目、平井町三丁目、平井町四丁目、平井町五丁目、平井町六丁目、富士見町三丁目、富士見町五丁目、松坂町一丁目、松坂町二丁目、松坂町三丁目、松坂町四丁目、松坂町五丁目、明和町一丁目、明和町二丁目、明和町三丁目、明和町四丁目、明和町五丁目及び明和町六丁目、関市大杉、新迫間、西田原（地番が五百番以降である土地の区域に限る）、迫間及び東田原、美濃加茂市あじさいケ丘一丁目、あじさいケ丘二丁目、あじさいケ丘三丁目、太田町、太田本町一丁目、太田本町二丁目、太田本町三丁目、太田本町四丁目、太田本町五丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、加茂川町一丁目、加茂川町二丁目、加茂川町三丁目、加茂野町、加茂野町市橋、加茂野町稲辺、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、加茂野町鷹之巣、川合町一丁目、川合町二丁目、川合町三丁目、川合町四丁目、草笛町一丁目、草笛町二丁目、草笛町三丁目、草笛町四丁目、古井町、古井町下古井、島町一丁目、島町二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、下米田町、下米田町令、下米田町小山、下米田町為岡、下米田町西脇、下米田町信友、下米田町則光、下米田町東栃井、下米田町山本、新池町一丁目、新池町二丁目、新池町三丁目、田島町一丁目、田島町二丁目、田島町三丁目、田島町四丁目、中部台一丁目、中部台二丁目、中部台三丁目、中部台四丁目、中部台五丁目、中部台六丁目、中部台七丁目、中部台八丁目、中部台九丁目、中富町一丁目、中富町二丁目、中富町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西町六丁目、西町七丁目、西町八丁目、野笹町一丁目、野笹町二丁目、蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町、蜂屋町伊瀬、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋、蜂屋町下蜂屋

伊瀬入会、蜂屋町中蜂屋、蜂屋町矢田、深田町一丁目、深田町二丁目、深田町三丁目、本郷町一丁目、本郷町二丁目、本郷町三丁目、本郷町四丁目、本郷町五丁目、本郷町六丁目、本郷町七丁目、本郷町八丁目、本郷町九丁目、前平町一丁目、前平町二丁目、前平町三丁目、牧野、御門町一丁目、御門町二丁目、森山町一丁目、森山町二丁目、森山町三丁目、森山町四丁目、森山町五丁目、森山町六丁目、山崎町、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目及び山之上町、各務原市鷺沼、鷺沼小伊木町一丁目、鷺沼小伊木町二丁目、鷺沼小伊木町三丁目、鷺沼小伊木町四丁目、鷺沼大安寺町一丁目、鷺沼大安寺町二丁目、鷺沼台一丁目、鷺沼台二丁目、鷺沼台三丁目、鷺沼台四丁目、鷺沼台五丁目、鷺沼台六丁目、鷺沼台七丁目、鷺沼台八丁目、鷺沼西町一丁目、鷺沼西町二丁目、鷺沼西町三丁目、鷺沼西町四丁目、鷺沼羽場町二丁目、鷺沼羽場町四丁目、鷺沼羽場町五丁目、鷺沼東町一丁目、鷺沼東町二丁目、鷺沼東町三丁目、鷺沼東町四丁目、鷺沼東町五丁目、鷺沼東町六丁目、鷺沼古市場町三丁目、鷺沼古市場町四丁目、鷺沼宝積寺町一丁目、鷺沼宝積寺町二丁目、鷺沼宝積寺町三丁目、鷺沼宝積寺町四丁目、鷺沼宝積寺町五丁目、鷺沼宝積寺町六丁目、鷺沼真名越町一丁目、鷺沼真名越町二丁目、鷺沼真名越町三丁目、鷺沼南町一丁目、鷺沼南町二丁目、鷺沼南町三丁目、鷺沼南町四丁目、鷺沼南町五丁目、鷺沼南町六丁目、鷺沼南町七丁目、鷺沼山崎町一丁目、鷺沼山崎町二丁目、鷺沼山崎町三丁目、鷺沼山崎町四丁目、鷺沼山崎町五丁目、鷺沼山崎町六丁目、鷺沼山崎町七丁目、鷺沼山崎町八丁目、鷺沼山崎町九丁目、各務、新鷺沼台一丁目、新鷺沼台二丁目、新鷺沼台三丁目、新鷺沼台四丁目、新鷺沼台五丁目、新鷺沼台六丁目、新鷺沼台七丁目、新鷺沼台八丁目、つづじが丘一丁目、つづじが丘二丁目、つづじが丘三丁目、つづじが丘四丁目、つづじが丘五丁目、つづじが丘六丁目、つづじが丘七丁目、つづじが丘八丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、緑苑北一丁目、緑苑北二丁目、緑苑北三丁目、緑苑中一丁目、緑苑中二丁目、緑苑中三丁目、緑苑西一丁目、緑苑西二丁目、緑苑西三丁目、緑苑西四丁目、緑苑東一丁目、緑苑東二丁目、緑苑東三丁目、緑苑東四丁目、緑苑南一丁目、緑苑南二丁目、緑苑南三丁目及び緑苑南四丁目、可児市石井、石森、今、大森、柿下、柿田、桂ヶ丘二丁目、桂ヶ丘三丁目、桂ヶ丘四丁目、兼山、川合、川合北一丁目、川合北二丁目、川合北三丁目、久々利、久々利柿下入会、光陽台一丁目、光陽台三丁目、光陽台四丁目、光陽台五丁目、光陽台六丁目、光陽台七丁目、桜ヶ丘一丁目、

桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、桜ヶ丘六丁目、桜ヶ丘七丁目、翠ヶ丘一丁目、翠ヶ丘二丁目、翠ヶ丘三丁目、翠ヶ丘四丁目、翠ヶ丘五丁目、翠ヶ丘六丁目、翠ヶ丘七丁目、翠ヶ丘八丁目、翠ヶ丘九丁目、菅刈、瀬田、土田、中恵土、長坂三丁目、長坂四丁目、長坂五丁目、長坂六丁目、長坂七丁目、長坂八丁目、長洞、西帷子、二野、羽崎、鳩吹台一丁目、鳩吹台二丁目、鳩吹台三丁目、鳩吹台四丁目、鳩吹台五丁目、鳩吹台六丁目、鳩吹台七丁目、鳩吹台八丁目、羽生ヶ丘一丁目、羽生ヶ丘二丁目、羽生ヶ丘三丁目、羽生ヶ丘四丁目、羽生ヶ丘五丁目、東帷子、平貝戸、広眺ヶ丘一丁目、広眺ヶ丘二丁目、広眺ヶ丘三丁目、広眺ヶ丘四丁目、広眺ヶ丘五丁目、広眺ヶ丘六丁目、広眺ヶ丘七丁目、広眺ヶ丘八丁目、広眺ヶ丘九丁目、広眺ヶ丘十丁目、広見一丁目、広見五丁目、広見六丁目、広見七丁目、測之上、星見台一丁目、星見台二丁目、松伏一丁目、松伏二丁目、松伏三丁目、松伏四丁目、松伏五丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、緑ヶ丘七丁目、緑ヶ丘八丁目、緑ヶ丘九丁目、緑ヶ丘十丁目、加茂郡坂祝町大針、勝山、加茂山一丁目、加茂山二丁目、黒岩、酒倉、酒倉深田、酒倉深田一丁目、酒倉深田二丁目、酒倉深田三丁目、取組及び深萱、加茂郡富加町高畑、羽生及び夕田、加茂郡川辺町鹿塚、下飯田、下川辺、中川辺、中野、西橋井及び福島、加茂郡八百津町上飯田、上牧野及び和知並びに可児郡御嵩町上恵土、顔戸、中、比延、伏見及び古屋敷

平成三十年十二月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社